

6 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該地域に係る規制の内容の状況

(1) 大気汚染防止法に基づく指定地域

概況調査範囲には、「大気汚染防止法」第5条の2第1項に規定する総量規制基準の指定地域はありません。

なお、概況調査範囲は全域が「大気汚染防止法」第15条第1項の規定による燃料規制区域に指定されており、ボイラー等のばい煙発生施設に使用する液体燃料中の硫黄含有率の基準は、大気汚染防止法対象施設では10月1日～翌年3月31日までは0.5%以下、それ以外の期間及び札幌市生活環境の確保に関する条例対象施設では0.8%以下となっています⁹¹⁾。また、硫黄酸化物に係る排出規制として、K値規制(札幌市内はK値4.0、または17.5)が指定されており、概況調査範囲はK値4.0の区域となっています⁹²⁾。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく特定地域

概況調査範囲には、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」第6条第1項に規定する窒素酸化物対策地域及び第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域はありません。

(3) 幹線道路の沿道の整備に関する法律に基づく沿道整備道路

概況調査範囲には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」第5条第1項の規定により指定された沿道整備道路はありません。

(4) 自然公園法に基づく国立公園、国定公園又は道立自然公園の区域

概況調査範囲には、「自然公園法」第5条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国定公園並びに、同法第72条及び北海道立自然公園条例第3条第1項の規定により指定された道立自然公園の区域はありません。

(5) 自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域又は北海道自然環境保全地域

概況調査範囲には、「自然環境保全法」第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域並びに、同法45条第1項及び北海道自然環境等保全条例第14条第1項の規定により指定された北海道自然環境保全地域はありません。

- (6) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に記載された自然遺産の区域
概況調査範囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」第11条2
の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はありません。
- (7) 都市緑地法に基づく緑地保全地区の区域
概況調査範囲には、「都市緑地法」第5条第1項の規定により指定された緑地保全地
域、第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区、第34条第1項の規定に
より指定された緑化地域、第45条第1項及び第2項の規定により指定された緑地協定
区域、第55条第1項の規定により指定された市民緑地の区域はありません。
- (8) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく保護区の区域
概況調査範囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」第
36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域はありません。
- (9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の区域
概況調査範囲には、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第28条の1第1項
の規定により設定された鳥獣保護区の区域はありません。
- (10) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域
概況調査範囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」
第2条1の規定により指定された湿地の区域はありません。

(11) 文化財保護法に基づく名勝又は天然記念物等

「文化財保護法」、「北海道文化財保護条例」及び「札幌市文化財保護条例」により指定された文化財のうち、概況調査範囲の土地に関するものとしては、表3-2-5及び図3-2-6に示すとおり、国指定重要文化財が1件、国指定史跡が1件、札幌市指定有形文化財が1件、登録有形文化財が2件指定されています^{93)~96)}。また、事業区域は埋蔵文化財が発見される可能性の高い地区に位置しています⁹⁷⁾。

なお、北海道独自の視点と道民参加で選んだ、次世代に引き継ぎたい有形・無形の文化財である「北海道遺産」(北海道遺産構想推進協議会)のうち、概況調査範囲の土地に関するものとして、「開拓使時代の洋風建築(清華亭など)」がみられます⁹⁸⁾。

表3-2-5 文化財保護法等に基づく文化財の指定状況

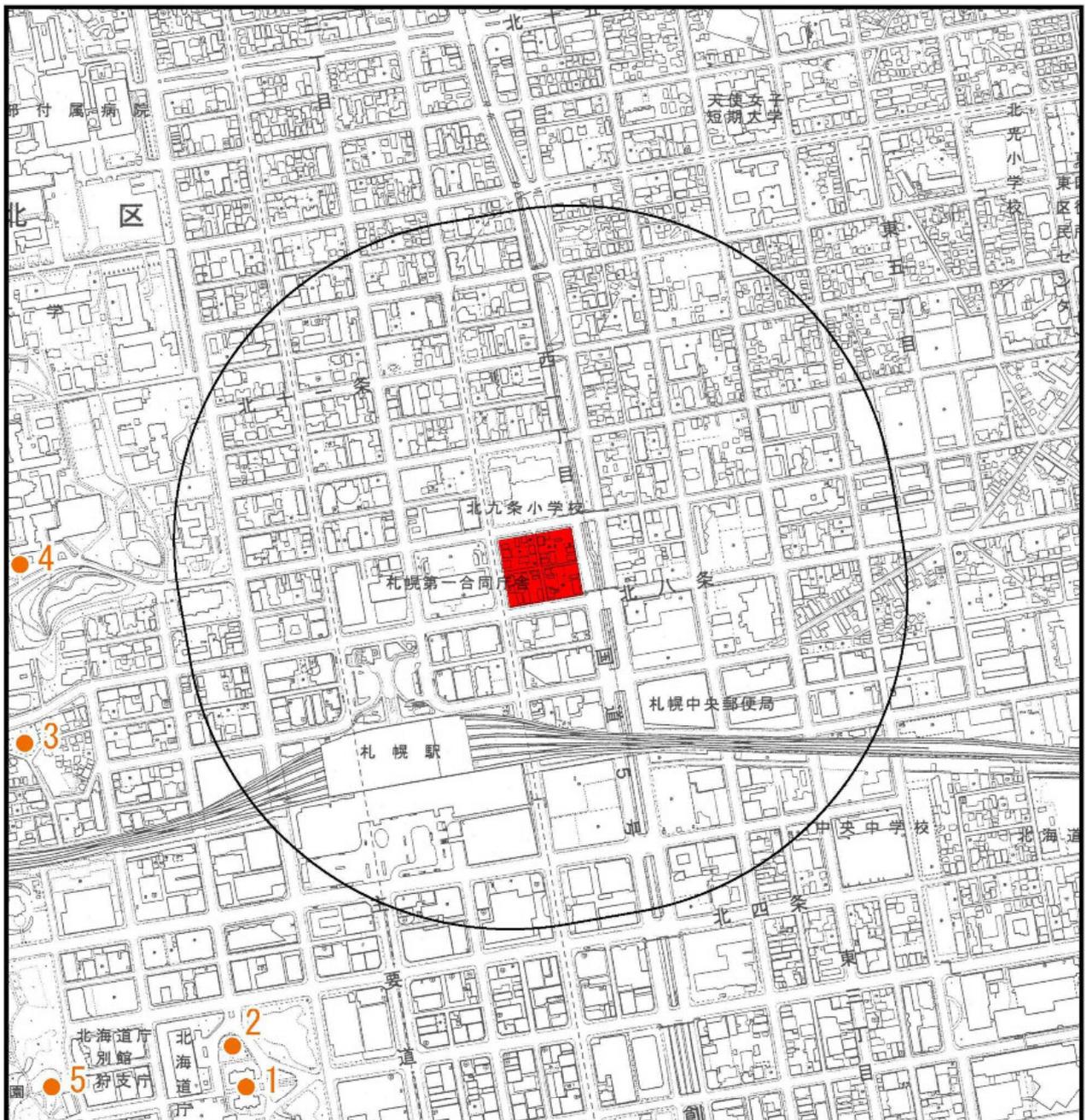
図面 対照 番号	名 称	指定区分	所 在 地
1	北海道庁旧本庁舎(赤レンガ庁舎)	国指定 重要文化財	札幌市中央区北3条西5丁目1
2	開拓使札幌本庁舎跡及び 旧北海道庁本庁舎	国指定史跡	札幌市中央区北2~3条西5~6丁目
3	清華亭	札幌市指定 有形文化財	札幌市北区北7条西7丁目
4	北海道大学古河記念講堂 (旧東北帝国大学農科大学林学教室)	登録有形文化財	札幌市北区北9条西7丁目
5	北海道大学附属植物園庁舎 (旧札幌農学校植物学教室)	登録有形文化財	札幌市中央区北3条西8丁目

文化庁「文化庁 国指定文化財等データベース(北海道札幌市中央区 北区 東区)」⁹³⁾

北海道教育委員会文化財・博物館課「北海道教育委員会 文化財 北海道の文化財
市町村指定文化財一覧(H24.4.1現在)」⁹⁵⁾

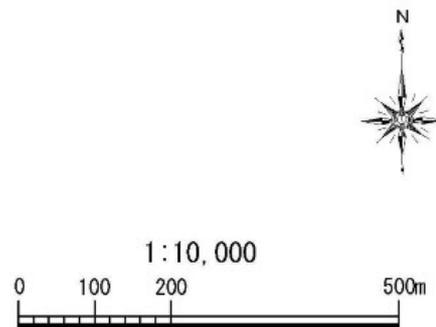
(平成25年4月アクセス)

札幌市観光文化局文化部文化財課「札幌の文化財」(平成22年3月)⁹⁶⁾



凡 例			
●	1	国指定重要文化財 北海道庁旧本庁舎(赤レンガ庁舎)	
	2	国指定史跡 開拓使札幌本庁舎跡及び旧北海道庁本庁舎	
	3	札幌指定有形文化財 清華亭	
	4	登録有形文化財	北海道大学古河記念講堂 (旧東北帝国大学農科大学林学教室)
	5		北海道大学付属植物園庁舎 (旧札幌農学校植物学教室)
■	事業区域		
○	関係地域		

図3-2-6 文化財指定位置図



この地図は「1:10,000 札幌市現況図(札幌市)」を使用した。

(12) 都市計画法に基づく風致地区の区域

概況調査範囲には、表3-2-6及び図3-2-7に示すとおり、「都市計画法」第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域が1件指定されています^{48),99)}。

表3-2-6 風致地区の指定状況

名 称	面積 (ha)	決定告示	変更告示	所 在 地
創成川上風致地区	12.4	昭和14.7.8 (内) 387	昭和41.12.2 (建) 3876	札幌市中央区南1～6条西1丁目・東1丁目、北1・2条西1丁目・東1丁目

札幌市「札幌市 環境局みどりの推進部 公園・みどり 各種資料 公園緑地の統計 都市計画決定一覧表11.風致地区」⁹⁹⁾
(平成25年4月アクセス)

(13) 環境基本法に基づく環境基準の状況

A 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、「環境基本法」第16条の規定に基づき、表3-2-7に示すとおり定められています。

ダイオキシン類に係る大気の環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）」第7条の規定に基づき、0.6pg-TEQ/m³以下と定められています。

表3-2-7 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none">環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μgの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

昭和48年5月8日 環境庁告示第25号（最終改正：平成8年10月25日 環境庁告示第73号）
昭和53年7月11日 環境庁告示第38号（最終改正：平成8年10月25日 環境庁告示第74号）
平成9年2月4日 環境庁告示第4号（最終改正：平成13年4月20日 環境庁告示第30号）
平成21年9月9日 環境庁告示第33号

B 騒音に係る環境基準の類型指定

騒音に係る環境基準及びその類型指定地域は、「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、表3-2-8に示すとおり定められています。

また、札幌市における騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の区域区分は、表3-2-9に示すとおりです^{100)~103)}。

事業区域は商業地域に位置しており、図3-2-8に示すとおり環境基準C類型が指定されています。また、幹線交通を担う道路である国道5号に面しています。

表3-2-8 騒音に係る環境基準

	地域の類型 地域の区分	基準値		備考
		昼間	夜間	
一般地域	AA	50デシベル以下	40デシベル以下	AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
	A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
	C	60デシベル以下	50デシベル以下	Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
道路に面する地域	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	—
	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	—
	幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下	65デシベル以下	—
		個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。		

注1. この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。
 2. 時間の区分は、昼間を午前6時～午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 3. 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
 この場合において屋内へ浸透する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
 4. 騒音の評価の方法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
 5. 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
 6. 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。
 (1) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
 (2) 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内のすべての住居等のうち環境基準を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価する。
 7. 「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」の定義は、平成10年9月30日 環大企第257号 環境庁大気保全局長通知により次のように定義されている。
 幹線交通を担う道路：
 高速自動車道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道、自動車専用道路
 幹線交通を担う道路に近接する空間：
 (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端(敷地境界)より15mの範囲まで
 (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端(敷地境界)より20mの範囲まで

平成10年9月30日 環境庁告示第64号 (最終改正：平成24年3月30日環境庁告示第54号)

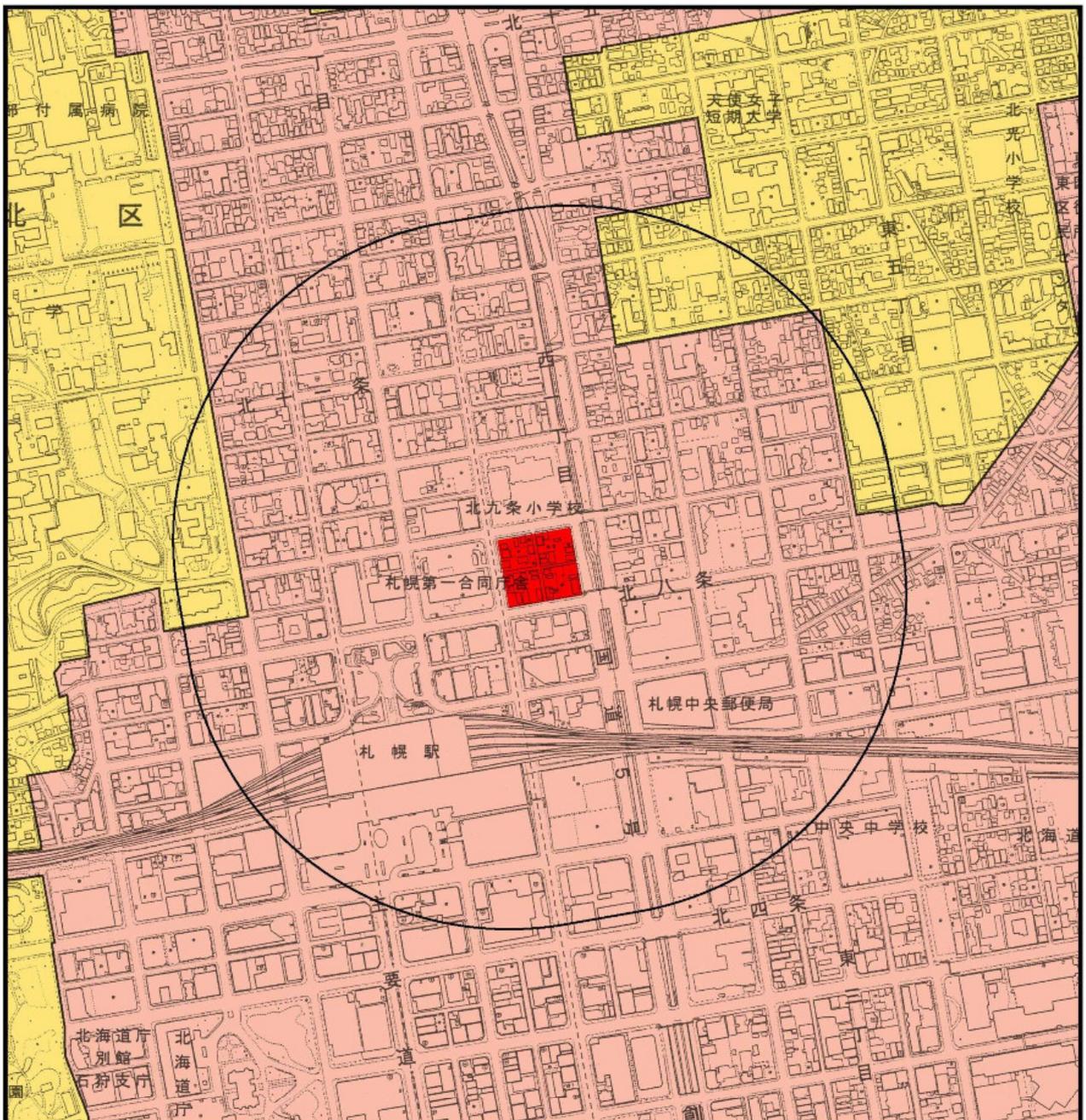
表3-2-9 騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域及び騒音規制法の区域区分等の状況

地域の類型	騒音規制法区域区分	規制地域区分			都市計画用途地域区分
		特定工場等	特定建設作業	自動車騒音要請限度	
A	第1種区域	第1種区域	1号区域 (注2.)	a区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
	第2種区域	第2種区域			第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B	第2種区域	第2種区域		b区域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
C	第3種区域	第3種区域	2号区域 (注3.)	c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
	第4種区域	第4種区域			工業地域

注1. 環境基準における地域の類型のうち、AA類型(療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域)については、該当する地域はない。
 2. 騒音規制法の規定により指定された第1種区域及び第2種区域並びに、第3種区域及び第4種区域の学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内をいう。
 3. 第3種区域及び第4種区域のうち1号区域以外の区域をいう。

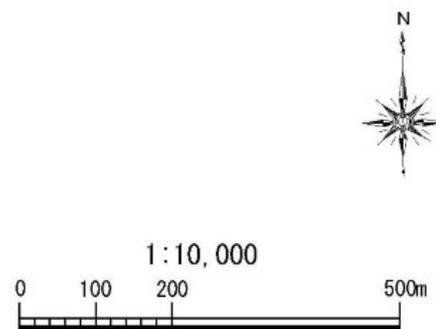
地域の類型	地域の状況	騒音規制法区域区分	区域の状況
A	専ら住居の用に供される地域	第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
		第2種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
B	主として住居の用に供される地域		
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	第3種区域	住居の用に併せて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
		第4種区域	主に工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

平成24年3月30日 札幌市告示第772号
 平成7年8月21日 札幌市告示第659号
 平成7年8月21日 札幌市告示第661号 (改正：平成18年11月27日 札幌市告示第1869号)
 平成7年8月21日 札幌市告示第662号 (改正：平成12年3月28日 札幌市告示第286号)



凡 例		
区分	環境基準	要請限度
	B 類 型	b 区 域
	C 類 型	c 区 域
	事 業 区 域	
	関 係 地 域	

騒音に係る環境基準の類型指定地域及び
図3-2-8 騒音規制法に基づく
自動車騒音要請限度の指定地域位置図



この地図は「1：10,000 札幌市現況図（札幌市）」を使用した。

C 水質汚濁に係る環境基準の類型指定

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき全公共用水域に定められています。このうち、人の健康の保護に関する環境基準は、表3-2-10に示すとおりです。生活環境の保全に関する環境基準（水生生物の保全に係る環境基準及び海域における窒素・磷に係る環境基準を含む）は、表3-2-11に示すとおり、各公共用水域の利用目的等に応じて水域類型ごとに定められており、各類型ごとに該当する水域を指定することになっています。

概況調査範囲及びその周辺の河川には環境基準の類型指定がされており、図3-1-6に示すとおり、創成川及び豊平川の区域はB類型の指定となっています¹⁰⁴⁾。

ダイオキシン類の公共用水域の水質の汚濁に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」第7条の規定に基づき、1pg-TEQ/l以下、また、水質の底質に係る環境基準は、150pg-TEQ/g以下と定められています。

表3-2-10 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/l以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下
鉛	0.01 mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
六価クロム	0.05 mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下
砒素	0.01 mg/l以下	チウラム	0.006 mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	シマジン	0.003 mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/l以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/l以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	セレン	0.01 mg/l以下
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	ふっ素	0.8 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	ほう素	1 mg/l以下
シス-1,2- ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	1,4-ジオキサソ	0.05 mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下		
備 考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。			
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102 43.2.1、43.23又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、日本工業規格K0102 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号（最終改正：平成25年3月27日 環境庁告示第30号）

注) 測定方法の欄に掲げる方法とは、環境基本法第16条に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」別表1に示される方法。

表3-2-11 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準－河川）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1 以下	25mg/1 以下	5mg/1 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1 以下	50mg/1 以下	5mg/1 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/1 以下	100mg/1 以下	2mg/1 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/1 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこ と。	2mg/1 以上	—
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/1以上とする（湖沼もこれに順ずる）。 <p>注）1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の 水産生物用 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度 						

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号（最終改正：平成25年3月27日 環境庁告示第30号）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下	0.001mg/1以下	0.03mg/1以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下	0.0006mg/1以下	0.02mg/1以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下	0.002mg/1以下	0.05mg/1以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下	0.002mg/1以下	0.04mg/1以下
備 考 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号（最終改正：平成25年3月27日 環境庁告示第30号）

注）札幌市内において、平成24年11月現在で水域類型が指定されている地点はありません。

D 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、表3-2-12に示すとおり定められています。

ダイオキシン類の地下水の水質の汚濁に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」第7条の規定に基づき、1pg-TEQ/1以下と定められています。

表3-2-12 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/1以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/1以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/1以下
鉛	0.01 mg/1以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/1以下
六価クロム	0.05 mg/1以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/1以下
砒素	0.01 mg/1以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/1以下
総水銀	0.0005mg/1以下	チウラム	0.006 mg/1以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/1以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/1以下
ジクロロメタン	0.02 mg/1以下	ベンゼン	0.01 mg/1以下
四塩化炭素	0.002 mg/1以下	セレン	0.01 mg/1以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/1以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/1以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/1以下	ふっ素	0.8 mg/1以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/1以下	ほう素	1 mg/1以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下
<p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102 43.2.1、43.23又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、日本工業規格K0102 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。 			

平成9年3月13日 環境庁告示第10号（最終改正：平成24年5月23日 環境庁告示第85号）

E 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、表3-2-13に示すとおり定められています。

ダイオキシン類の土壌の汚染に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」第7条の規定に基づき、1,000pg-TEQ/g以下と定められています。

表3-2-13 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1リットルにつき0.01mg以下であり、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1リットルにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1リットルにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1リットルにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1リットルにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1リットルにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1リットルにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1リットルにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1リットルにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1リットルにつき1mg以下であること。

備 考

- 1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1リットルにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1リットルにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4) 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

平成3年8月23日環境庁告示第46号(最終改正：平成26年3月20日環境省告示第44号)

(14) 環境基本法に基づく公害防止計画の策定の状況

札幌市には、平成24年4月1日現在「環境基本法」第17条第3項の規定による公害防止計画は策定されていません。

(15) 大気汚染防止法に基づく大気汚染物質排出基準等の状況

ばい煙発生施設からの大気汚染物質の排出については、その施設の種類、現状に応じて大気汚染防止法第3条第1項の規定に基づく排出基準が定められており、硫黄酸化物の規制基準(K値)については、札幌市では山間部の一部で基準値が17.5となっている他は基準値4.0となっています⁹²⁾。硫黄酸化物以外の大気汚染物質に係る排出基準は、発生施設の種類・規模ごとに定められています。

その他、揮発性有機化合物(VOC)、特定粉じん、有害大気汚染物質の指定物質についても、排出基準が発生施設の種類・規模ごとに定められています。

また、概況調査範囲は全域が、「大気汚染防止法」第15条第1項の規定による燃料規制区域に指定されており、指定状況及び規制基準は、「第3章第2節6 1」(1) 大気汚染防止法に基づく指定地域」に示すとおりです⁹¹⁾。

(16) 騒音規制法に基づく自動車騒音に係る許容限度等の状況

自動車騒音の限度(要請限度)及びその指定地域は、「騒音規制法」第17条第1項の規定に基づき、表3-2-14に示すとおり定められています。

また、札幌市における「騒音規制法」の区域区分は、表3-2-9に示すとおりです^{100)~103)}。

事業区域は商業地域に位置しており、図3-2-9に示すとおりc区域が指定されています。また、幹線交通を担う道路である国道5号に面しています。

ここで、要請限度とは、その値を超えていることで道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合に、知事が道路管理者や公安委員会に対し、自動車交通騒音の防止のための措置等を要請することができる、という値です。

表3-2-14 指定地域内における自動車騒音の限度

区域の区分		時間の区分	昼間	夜間
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域		75デシベル	70デシベル

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域
 (2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、
 2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまで)
 の範囲をいう。
 に係る限度は上表にかかわらず、
 昼間においては 75デシベル、夜間においては 70デシベル とする。

注1) 時間の区分は昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2) a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号にあげる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。
 a区域：専ら住居の用に供される区域
 b区域：主として住居の用に供される区域
 c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
 3) 幹線交通を担う道路とは、以下の道路をいう。
 ・道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道
 (市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)
 ・道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって、
 都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路

平成12年3月2日 総理府令第15号(騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令)(最終改正：平成23年11月30日環境省令第32号)

(17) 騒音規制法に基づく特定建設作業に関する規制の状況

特定建設作業の種類と規制に関する基準及びその指定地域は、「騒音規制法」第14条第1項及び第15条第1項の規定に基づき、表3-2-15に示すとおり定められています。

また、札幌市における「騒音規制法」の区域区分は、表3-2-9に示すとおりです^{100)~103)}。

事業区域は商業地域に位置しており、図3-2-9に示すとおり第3種区域が指定されています。

表3-2-15 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

a 特定建設作業の種類

特定建設作業の種類		摘要
1	くい打ち機、くい抜き機又はくい打ちくい抜き機を使用する作業	もんけん(人力)、圧入式くい打ちくい抜き機、くい打ち機をアースオーガと併用する作業を除く。
2	びょう打ち機を使用する作業	—
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるのものであつて、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量がコンクリートプラントは0.45m ³ 以上、アスファルトプラントは200kg以上のものに限る。モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして「環境庁長官が指定するもの」を除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。
7	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして「環境庁長官が指定するもの」を除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。
8	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして「環境庁長官が指定するもの」を除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。

b 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

基準値	作業ができない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業期間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
85 デシベル	午後7時～ 翌日の午前7時	午後10時～ 翌日の午前6時	10時間を 越えないこと	14時間を 越えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜日その他の 休日ではないこと
注1) 第1号区域とは、騒音規制法の規定により指定された、第1種区域と第2種区域の全域、並びに第3種区域と第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周辺おおむね80mの区域内をいう。 2) 第2号区域とは、第3種区域と第4種区域であつて、第1号区域以外の区域をいう。 3) 騒音規制法の規定に基づく区域の区分 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域 第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域						

昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準)
(最終改正：平成24年3月30日環境庁告示第55号)

(18) 振動規制法に基づく道路交通振動に係る要請の状況

道路交通振動の限度(要請限度)及びその指定地域は、「振動規制法」第16条第1項の規定に基づき、表3-2-16に示すとおり定められています。

また、札幌市における「振動規制法」の区域区分は、表3-2-17に示すとおりです^{101), 102), 103)}。

事業区域は商業地域に位置しており、図3-2-9に示すとおり第2種区域が指定されています。また、幹線交通を担う道路である国道5号に面しています。

ここで、要請限度とは、その値を超えていることで道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合に、知事が道路管理者や公安委員会に対し、道路交通振動の防止のための措置等を要請することができる、という値です。

表3-2-16 道路交通振動に係る要請限度

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

注 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

昭和51年11月10日 総理府令第58号(振動規制法施行規則)(最終改正：平成23年11月30日環境省令第32号)

表3-2-17 振動規制法の区域区分等の状況

振動規制法 区域区分	区域の状況	規制地域区分			都市計画用途地域区分
		特 定 工 場 等	特 定 建 設 作 業	道 路 交 通 振 動 要 請 限 度	
第1種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 ・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 	第1種区域 (注1.)	1号区域 (注2.)	第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
第2種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・住居の用に併せて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域 ・主に工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域 	第2種区域 (注1.)	2号区域 (注3.)	第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

注1. 区域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートル内においては、それぞれ規制値から5デシベルを減じた値を適用するものとする。

2. 振動規制法の規定により指定された第1種区域並びに、第2種区域の学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内をいう。

3. 第2種区域のうち1号区域以外の区域をいう。

平成7年8月21日札幌市告示第663号

平成7年8月21日札幌市告示第665号 (改正：平成18年11月27日札幌市告示第1869号)

平成7年8月21日札幌市告示第666号

(19) 振動規制法に基づく特定建設作業に関する規制の状況

特定建設作業の種類と規制に関する基準及び指定地域は、「振動規制法」第15条第1項の規定に基づき、表3-2-18に示すとおり定められています。

また、札幌市における「振動規制法」の区域区分は、表3-2-17に示すとおりです^{101), 102), 103)}。

事業区域は商業地域に位置しており、図3-2-9に示すとおり第2種区域が指定されています。

表3-2-18 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

a 振動規制法における特定建設作業の種類

特定建設作業の種類		摘 要
1	くい打ち機、くい抜き機又はくい打ちくい抜き機を使用する作業	もんけん(人力)、圧入式くい打ち機、油圧式くい抜き機、圧入式くい打ちくい抜き機を除く。
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	—
3	舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	ブレーカーを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。手持ち式のものを除く。

b 振動規制法における特定建設作業の規制に関する基準

基準値	作業ができない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業期間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75デシベル	午後7時～翌日の午前7時	午後10時～翌日の午前6時	10時間を越えないこと	14時間を越えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

注1) 第1号区域とは、振動規制法の規定により指定された第1種区域の全域、並びに第2種区域の学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周辺おおむね80m以内の区域内をいう。

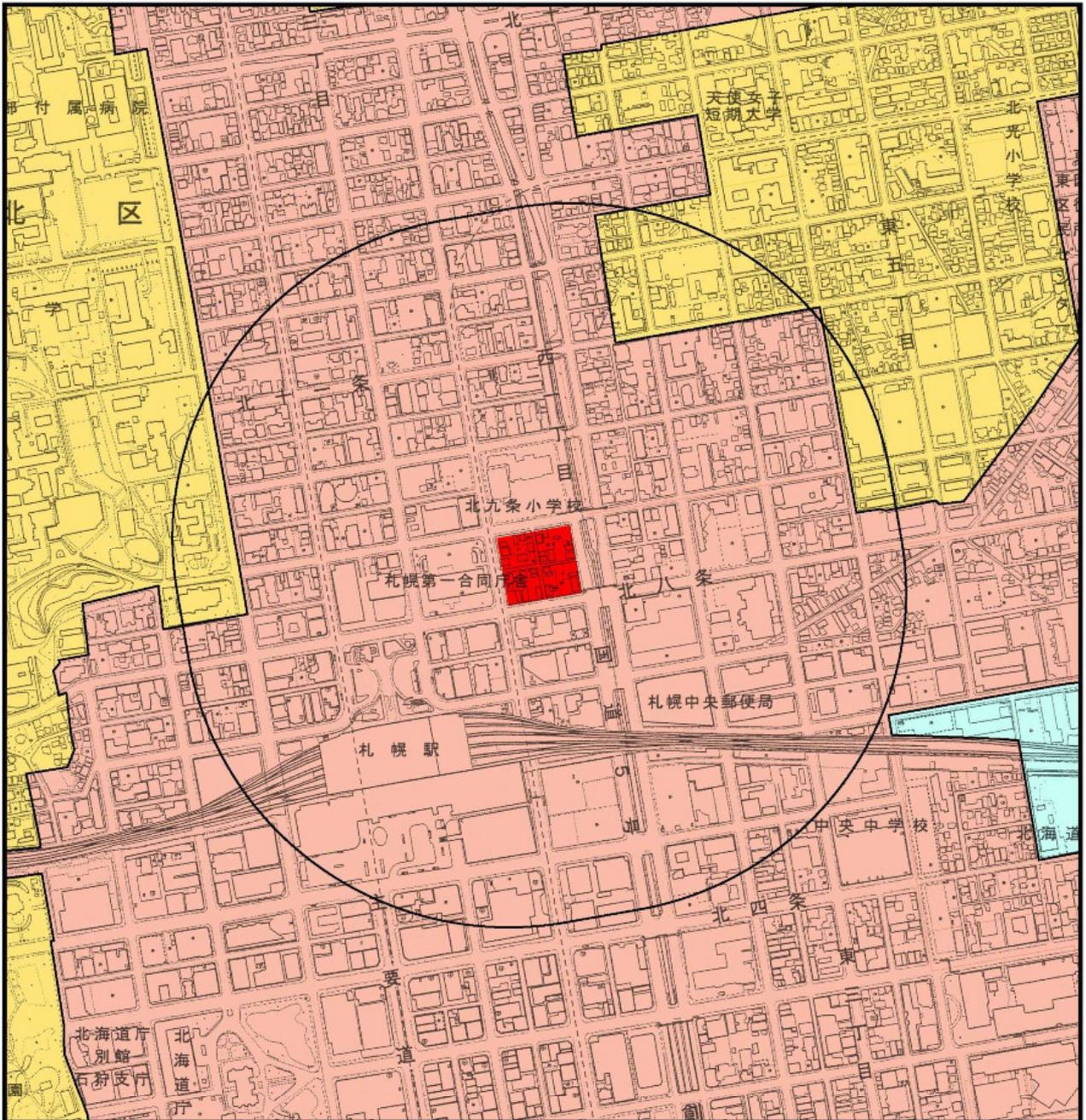
2) 第2号区域とは、第2種区域であつて、第1号区域以外の区域をいう。

3) 振動規制法の規定に基づく区域の区分

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。

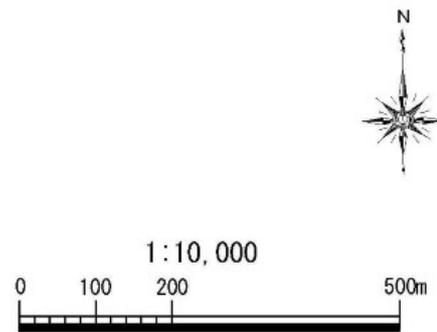
第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供される区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

昭和51年11月10日 総理府令第58号(振動規制法施行規則)(最終改正：平成23年11月30日環境省令第32号)



凡 例		
区分	騒音規制法	振動規制法
	第2種区域	第1種区域
	第3種区域	第2種区域
	第4種区域	
	事業区	
	関係地域	

図3-2-9 騒音規制法に基づく指定地域及び振動規制法に基づく指定地域位置図



この地図は「1:10,000 札幌市現況図（札幌市）」を使用した。

(20) 土壤汚染対策法に基づく指定区域の状況

札幌市には、「土壤汚染対策法」第6条第1項に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定が、「第3章第1節3 3」(1) 土壤汚染 表3-1-6 土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況」に示すとおり、平成26年5月現在各1箇所ありますが、概況調査範囲には指定はありません¹⁸⁾。

なお、事業区域周辺は市街地であり、土地利用状況によっては、人為的汚染が発生する可能性があります。

(21) 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に基づく指定地域の状況

札幌市には、平成24年度末現在「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」第3条第1項に基づく農用地土壤汚染対策地域の指定はありません。

(22) 悪臭防止法に基づく指定地域の状況

「悪臭防止法」第3条の規定に基づく規制区域としては、都市計画法に基づく都市計画区域全域が指定されており、事業区域も規制区域に指定されています¹⁰⁵⁾。

(23) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

排水基準を定める環境省令に規定する排水基準は、「水質汚濁防止法」第3条第1項の規定に基づき、表3-2-19(1)～(2)に示すとおり定められています。

表3-2-19(1) 有害物質に係る排水基準（一律排水基準）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及びEPNに限る）	1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外：1リットルにつきほう素10ミリグラム 海 域：1リットルにつきほう素230ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外：1リットルにつきふっ素8ミリグラム 海 域：1リットルにつきふっ素15ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつき アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100ミリグラム
1,4-ジオキサソ	1リットルにつき0.5ミリグラム
備 考	
<p>1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境庁長官が定める方法により出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第 363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第 125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</p>	

昭和46年6月21日 総理府令第35号（排水基準を定める省令）
（最終改正：平成25年9月4日環境省令第20号）

表3-2-19(2) 生活環境項目に係る排水基準（一律排水基準）

項 目	単 位	許 容 限 度	
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	mg/l	海域以外：5.8～8.6 海 域：5.0～9.0	
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/l	160（日間平均120）	
化学的酸素要求量（COD）	mg/l	160（日間平均120）	
浮遊物質（SS）	mg/l	200（日間平均150）	
ノルマルヘキサシアン抽出物質含有量	鉍油類	mg/l	5
	動植物油脂類	mg/l	30
フェノール類含有量	mg/l	5	
銅含有量	mg/l	3	
亜鉛含有量	mg/l	2	
溶解性鉄含有量	mg/l	10	
溶解性マンガン含有量	mg/l	10	
クロム含有量	mg/l	2	
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均3,000	
窒素含有量	mg/l	120（日間平均60）	
燐含有量	mg/l	16（日間平均8）	

備 考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50 m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉍業（硫黄と共存する硫化鉄鉍を掘採する鉍業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき 9,000 mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- りん含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

昭和46年6月21日 総理府令第35号（排水基準を定める省令）
（最終改正：平成25年9月4日環境省令第20号）

(24) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準の指定区域

概況調査範囲及びその周辺を流下する創成川及び豊平川が含まれる石狩川水系全域には、「水質汚濁防止法」第3条第3項の規定により、表3-2-20(1)～(2)に示す上乗せ排水基準が定められています¹⁰⁶⁾。

表3-2-20(1) 有害物質に係る排水基準（上乗せ排水基準）

適用 区域	対象 業種	カドミウム 及びその 化合物 (mg/l)	シアン化合物 (mg/l)	有機燐化合物 (mg/l)	六価クロム 化合物 (mg/l)	砒素及び その化合物 (mg/l)	水銀及びアルキル 水銀その他の 水銀化合物 (mg/l)
		許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度
石狩川 水域	非鉄金属 鋳業	0.06	0.6	—	—	—	—

北海道環境生活部環境局環境推進課「水質汚濁防止法に基づく届出の手引き」（平成25年10月）¹⁰⁶⁾

表3-2-20(2) 生活環境項目に係る排水基準（上乘せ排水基準、一般項目）

適用区域	項目	BOD (mg/l)		SS (mg/l)	
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
石狩川流域	肉製品製造業	80	60	70	50
	乳製品製造業（1,000m ³ 以上）	80	60	70	50
	紙製造業			150	110
	パルプ製造業（クラフトパルプ製造施設のみを有するものに限る）	150	110	120	100
	パルプ製造業（クラフトパルプ製造施設のみを有するものを除く）			120	100
	化学肥料製造業			70	50
	ガス供給業	80	60	70	50
	と畜業（活性汚泥法により排出水を処理するものに限る）			70	50
	し尿処理施設（S46.9.23以前に設置されたものであってし尿浄化槽以外のもの）	40	30	90	70
	し尿処理施設（S46.9.24以降に設置されたものであってし尿浄化槽以外のもの）	40	30	90	70
	し尿浄化槽（S46.9.23以前に設置されたものであってし尿浄化槽以外のもの） 建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員（以下「処理対象人員」という）が501人以上のものに限る）	120	90		
	し尿浄化槽（S46.9.24からS47.9.30までの間に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る）	80	60		
	し尿浄化槽（S47.10.1以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る）	40	30	90	70
	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る）		20		70
下水道終末処理施設（高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る）		60		120	
市狩川流域に域限る（札幌）	小麦粉製造業、清涼飲料製造業、めん類製造業、セメント製品製造業、印刷業、金属製品製造業及び自動車整備業（20m ³ /日以上50m ³ /日未満）	160	120	200	150
	洗たく業（20m ³ /日以上50m ³ /日未満）	260	200	200	150
	皮革製造業（20m ³ /日以上50m ³ /日未満）	2,300	1,800	2,000	1,500
備考					
1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。					
2. この表に掲げる排水基準は、表中に特別の定めがあるものを除くほか、1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係わる排出水について適用する。					
3. 業種又は施設の欄の（ ）内の「〇〇m ³ /日以上」、「〇〇m ³ /日以上〇〇m ³ /日未満」、「〇〇m ³ /未満」は、上乘せ排水基準が適用となる1日当たりの平均的な排出水の量を示す。					

北海道環境生活部環境局環境推進課「水質汚濁防止法に基づく届出の手引き」（平成25年10月）¹⁰⁶⁾

(25) 水質汚濁防止法に基づく指定地域

札幌市には、「水質汚濁防止法」第4条の2第1項に規定する指定地域はありません。

(26) 湖沼水質保全特別措置法に基づく指定地域

札幌市には、「湖沼水質保全特別措置法」第3条第1項の規定により指定された指定湖沼及び同条第2項の規定により指定された指定地域はありません。

(27) 排水基準を定める環境省令別表第2に基づく湖沼及び海域

概況調査範囲には、「排水基準を定める環境省令」別表第2の備考6及び備考7に規定する窒素含有量、燐含有量についての排水基準に係る湖沼及び海域はありません。

(28) 森林法に基づく保安林

概況調査範囲には、「森林法」第25条の規定による保安林は指定されていません。

(29) 都市緑地保全法に基づく基本計画

札幌市には、「都市緑地法」第4条第1項の規定により定められた「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、「札幌市みどりの基本計画」（平成23年3月改定）が策定されています¹⁰⁷⁾。

(30) 都市計画法に基づく用途地域

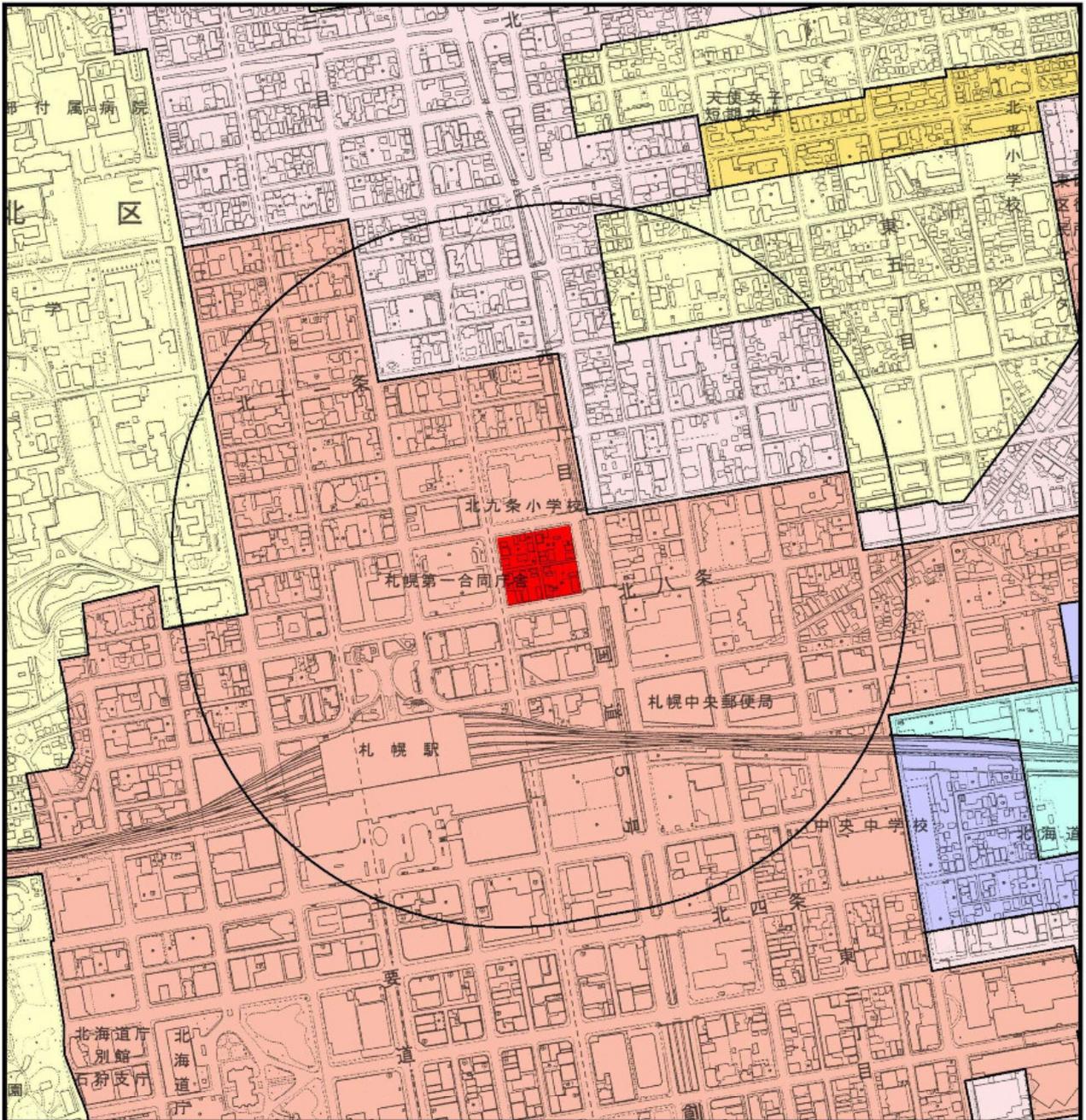
概況調査範囲には、「都市計画法」第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域が指定されており、その状況は図3-2-10に示すとおりで、事業区域は商業地域に指定されています。また、防火地域、高度利用地区、特別用途地区の第二種小売店舗地区（事業区域の北側半分）、駐車場整備地区、及び景観計画重点区域も指定がなされています⁴⁸⁾。

また、札幌市には、平成25年3月31日現在「都市公園法」第2条第1項の規定により定められた都市公園が2,707箇所、自然緑地及び都市環境林等その他の公共施設緑地が115箇所あります¹⁰⁸⁾。このうち概況調査範囲には、表3-2-21及び図3-2-11に示すとおり、都市公園が7箇所（うち、都市計画決定されたものは5箇所）あります^{109)~115)}。

表3-2-21 概況調査範囲の都市公園等

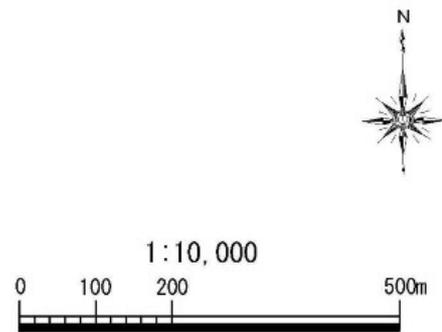
図面 対象 番号	名 称	種 類	面 積	所 在 地
1	北6条エルムの里公園	特殊公園	2,757m ³ (JR借受地)	札幌市北区北6条西8丁目
2	さつき公園	街区公園	2,677m ³	札幌市北区北11条西2丁目
		都市計画 決定公園	計画決定0.27ha 開設0.27ha	
3	北光公園	街区公園	2,274m ³	札幌市東区北13条東4丁目
		都市計画 決定公園	計画決定0.24ha 開設0.23ha	
4	北11条ことぶき公園	街区公園	1,696m ³	札幌市東区北11条東4丁目
		都市計画 決定公園	計画決定0.17ha 開設0.17ha	
5	偕楽園緑地 (一部国有地)	都市緑地	2,631m ³	札幌市北区北6条西7丁目、 北7条西7丁目
		都市計画 決定緑地	計画決定0.45ha 開設0.25ha	札幌市北区北6条西7丁目、 北7条西7丁目及び北7条西8丁目
6	創成川公園	特殊公園	18,245m ³	札幌市中央区北1条西1丁目、大 通西1丁目、南1～4条西1丁目
7	北13条いこい公園	街区公園	1,213m ³	札幌市北区北13条西2丁目
		都市計画 決定公園	計画決定0.12ha 開設0.12ha	

札幌市「札幌市 環境局みどりの推進部 公園検索システム」¹⁰⁹⁾
 札幌市「札幌市 環境局みどりの推進部 公園・みどり 各種資料 公園緑地の統計
 都市公園一覧表3. 特殊公園」¹¹⁰⁾
 札幌市「札幌市 環境局みどりの推進部 公園・みどり 各種資料 公園緑地の統計
 都市公園一覧表4. 都市緑地」¹¹¹⁾
 札幌市「札幌市 環境局みどりの推進部 公園・みどり 各種資料 公園緑地の統計
 都市公園一覧表9. 街区公園(北区 東区)」¹¹²⁾
 札幌市「札幌市 環境局みどりの推進部 公園・みどり 各種資料 公園緑地の統計
 都市計画決定一覧表3. 運動公園・特殊公園」¹¹³⁾
 札幌市「札幌市 環境局みどりの推進部 公園・みどり 各種資料 公園緑地の統計
 都市計画決定一覧表5. 緑地」¹¹⁴⁾
 札幌市「札幌市 環境局みどりの推進部 公園・みどり 各種資料 公園緑地の統計
 都市計画決定一覧表9. 街区公園」¹¹⁵⁾
 (平成26年5月アクセス)

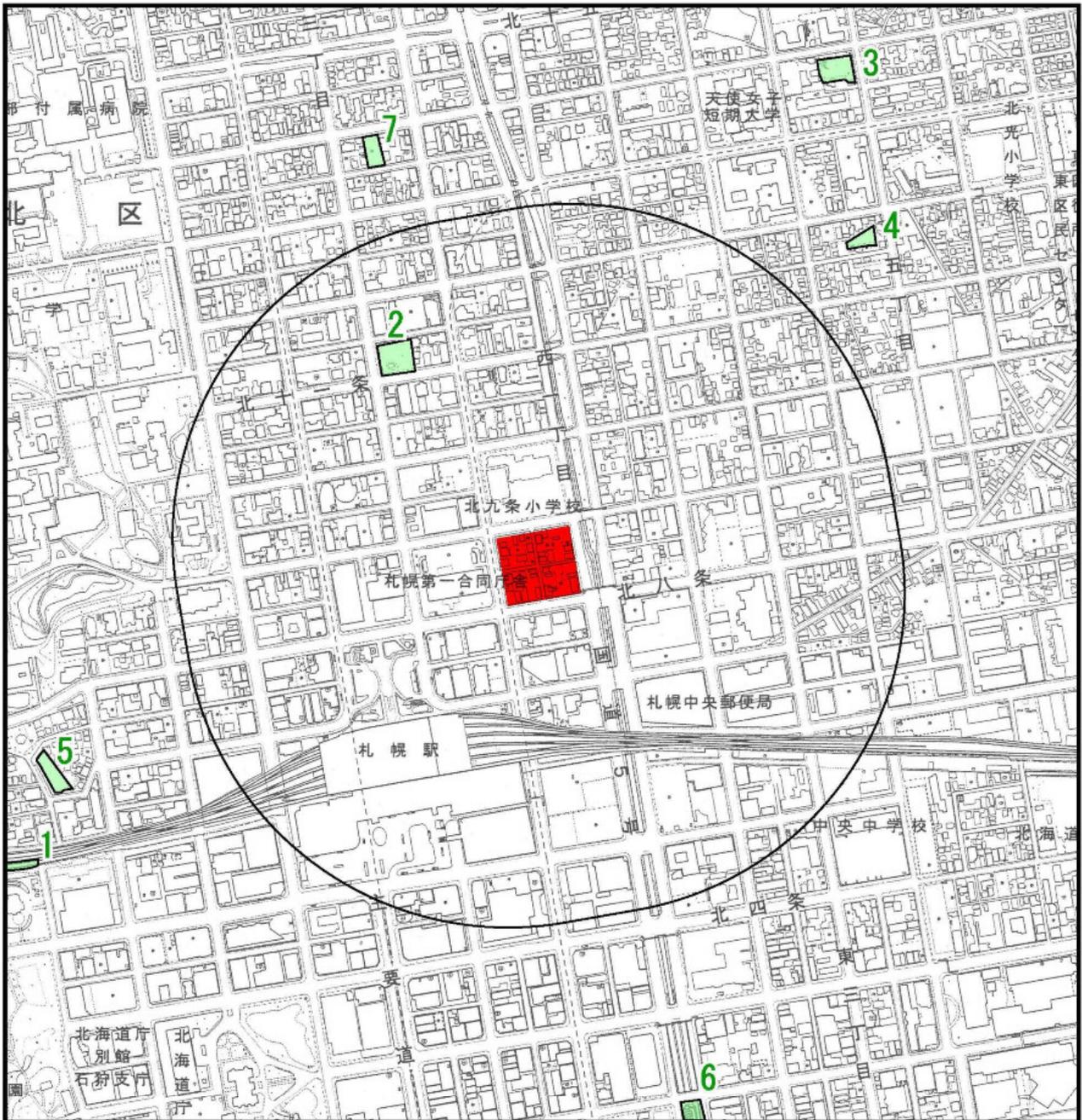


凡 例	
	第 一 種 住 居 地 域
	準 住 居 地 域
	近 隣 商 業 地 域
	商 業 地 域
	準 工 業 地 域
	工 業 地 域
	事 業 区 域
	関 係 地 域

図3-2-10 都市計画用途地域図



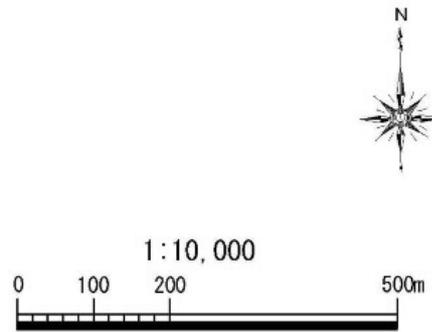
この地図は「1:10,000 札幌市現況図（札幌市）」を使用した。



凡 例	
■	1 北6条エルムの里公園
	2 さつき公園
	3 北光公園
	4 北11条ことぶき公園
	5 借楽園緑地
	6 創成川公園
	7 北13条いこい公園
■	事業区域
○	関係地域

この地図は「1:10,000 札幌市現況図(札幌市)」を使用した。

図3-2-11 都市公園等位置図



(31) 砂防法に基づく砂防指定地の状況

概況調査範囲には、「砂防法」第2条の規定により定められた砂防指定地はありません。

(32) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の状況

概況調査範囲には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域はありません。

(33) 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域の指定状況

概況調査範囲には、「地すべり等防止法」第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域はありません。

(34) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域の状況

概況調査範囲には、「土砂災害防止法」施行令第2条に基づき指定された土砂災害警戒区域及び同第3条に基づき指定された土砂災害特別警戒区域はありません。

(35) その他の環境の保全を目的とする法令等に規定する区域等の状況

A 公害防止関係

札幌市は、「札幌市環境基本条例」に基づく「札幌市生活環境の確保に関する条例」により、ばいじんの排出基準¹¹⁶⁾、燃料規制基準⁹¹⁾、騒音発生施設届出¹⁰¹⁾、住居系地域における指定作業の騒音許容限度¹¹⁷⁾、地下水の採取等に関する規制¹¹⁸⁾、「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）」に加え特定化学物質排出量の報告等の化学物質適正管理（PRTR制度）^{119), 120)}を独自に行っています。

また、「開発行為等における污水放流の指導要綱」により、事業場等に対しBOD及びn-ヘキサン抽出物質の水質基準値を独自に定めています¹²¹⁾

「建設作業に係る指導の基本方針」により独自に、低騒音・振動工法の採用、届出対象外の作業の報告書の提出、市内全域における日曜日その他の休日の特定建設作業の不実施や、住居系用途地域においては午前9時～午後5時まで、それ以外の用途地域では午前8時～午後6時までとする特定建設作業の作業時間の実施を指導しています¹⁰³⁾。

排水槽（ビルピット）からの悪臭防止対策として「確認申請時における排水槽の臭気対策指導方針」を定め、構造等について指導を行っています¹²²⁾。

B 自然環境関係

概況調査範囲には、「北海道自然環境等保全条例」第22条第1項の規定により定められた「道庁本庁舎前庭環境緑地保護地区」が指定されています¹²³⁾。

また、事業区域は、「札幌市みどりの基本計画」によって指定された「都心部緑化重点地区」に位置しています¹⁰⁷⁾。

なお、札幌市では、「札幌市緑の保全と創出に関する条例」によって市内全域を山岳地域、里山地域、居住系市街地及び業務系市街地に種別化しており、事業区域は、市街地にあつて、主に業務環境に配慮して緑を保全し、及び創出しながら市街地にふさわしい土地の活用を図る地域である「業務系市街地」に指定されています¹²⁴⁾。

C 景観関係

札幌市は、「景観法」に基づき市内全域を景観計画区域に定めており、その内、地区の特性を踏まえ特に良好な景観の形勢を図るべき、札幌駅周辺の「大通地区」、「札幌駅前通北街区地区」、「札幌駅南口地区」、「札幌駅北口地区」の4区域を「景観計画重点区域」としています¹²⁵⁾。事業区域はこのうちの「札幌駅北口地区」に位置しており、都市計画法などの法及び札幌市景観条例に基づく届出対象行為並びに良好な景観形成のための行為の制限が定められています¹²⁶⁾。

また、「景観法」に基づき、地域の歴史や文化を物語る建築物など景観形成上重要な価値のある建造物は「景観重要建造物」、自然、歴史、文化などからみて地域のシンボリックな存在として都市景観を特徴付けている樹木などは「景観重要樹木」として指定され、「札幌市景観条例」に基づき、デザイン、様式が特徴的な建造物などの歴史的な景観資源は札幌市独自に「札幌景観資産」として指定されていますが、概況調査範囲には、このうち、「北海湯」（東区北7条東3丁目28）、「高城商店」（東区北7条東4丁目28）、「岩佐ビル」（中央区北3条東5丁目5）が「札幌景観資産」に指定されています¹²⁷⁾。

さらに、概況調査範囲には、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、「諏訪神社境内の独立樹」「中央区北5条西8丁目の独立樹、樹林地」が指定されています¹²⁸⁾。

2) その他の事項

(1) 公害の苦情に関する状況

札幌市では、平成20年度～平成24年度の過去5年における公害苦情が表3-2-22に示すとおり処理されています。平成24年度には390件の苦情処理が報告されており、水質汚濁の苦情が無かった以外は、前年に比べ全ての区分で苦情件数が増加しています¹²⁹⁾。

表3-2-22 公害苦情処理件数

年度	区 分						総数
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	
H20	93	1	230	37	91	16	469
H21	78	1	190	36	70	11	386
H22	58	0	221	30	95	15	419
H23	61	0	155	36	60	9	321
H24	72	0	177	40	85	16	390

札幌市環境局環境都市推進部環境計画課「札幌市環境白書 平成25年度版」(平成26年1月)¹²⁹⁾

(2) 廃棄物に関する状況

札幌市は、焼却処理施3施設、破砕処理施設3施設、資源化施設3施設、最終処分場2施設、し尿下水道投入施設1施設を有していますが、事業区域及びその周辺には位置していません¹³⁰⁾。

なお、建設副産物の適正処理、再利用を行う上で遵守すべき主な関係法令等には以下のようなものがあげられます。

「循環型社会形成推進基本法」

(平成12年6月2日法律第110号 最終改正平成24年6月27日法律第47号)

「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」

(平成3年4月26日法律第48号 最終改正平成25年5月31日法律第25号)

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」

(平成12年5月31日法律第104号 最終改正平成23年8月30日法律第105号)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」

(昭和45年12月25日法律第137号 最終改正平成25年11月27日法律第86号)

「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」

(平成20年10月14日条例第90号 最終改定平成23年7月19日条例第35号)

「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」(札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第10号)の全部改正 平成4年12月14日条例第67号 最終改正平成24年10月3日条例第52号)

「建設副産物適正処理推進要綱」(建設省建設第3号平成5年1月12日 最終改正国官総第122号国総事第21号国総建第137号平成14年5月30日)

「北海道における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針(建設リサイクル法の実施に係る北海道指針)」(平成14年4月1日策定)

また、医療関係機関等からは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める感染性廃棄物が排出され、適正処理・管理を行う上で遵守すべき主な関係法令等は以下のようなものがあげられます。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」

（昭和45年12月25日法律第137号 最終改正平成25年11月27日法律第86号）

「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」

（平成4年7月3日厚生省告示第194号 最終改正平成21年11月10日環境省告示第70号）

(3) 高層建築物の分布状況

概況調査範囲は札幌市の中心部であり、立地する建築物は主に中高層建築物です。また、札幌駅前のJRタワーをはじめとする高さ80m以上の高層建築物も、表3-2-23及び図3-2-12に示すとおり分布しています。事業実施区域の西側にはD'グラフォート札幌ステーションタワーがあり、また、南東側にはプレミスト札幌ターミナルタワーが建設中です^{131), 132), 133)}。

表3-2-23 概況調査範囲の高層建築物（高さ80m以上）

図面対象番号	建物及び構造物の名称	高さ（約m）	備考
1	JRタワー（IRタワーホテル日航札幌）	173	
2	札幌センタービル	102	
3	パシフィックタワー札幌	101	
4	日本生命札幌ビル	100	
5	札幌全日空ホテル	96	
6	北農ビル	94	
7	ホテルモントレエーデルホフ札幌	93	
8	京王プラザホテル札幌	85	
9	D'グラフォート札幌ステーションタワー	143	
10	ブランズタワー札幌	90	
11	札幌三井JPビルディング	100	平成26年8月竣工予定
12	プレミスト札幌ターミナルタワー	128	平成27年竣工予定
13	（計画）北5西6タワー型分譲マンション	地上23, 4階	平成25年夏着工予定

「BLUE STYLE COM」（平成26年5月アクセス）¹³¹⁾

「北海道建設新聞社-e-kensin ニュース」（平成26年5月アクセス）¹³²⁾

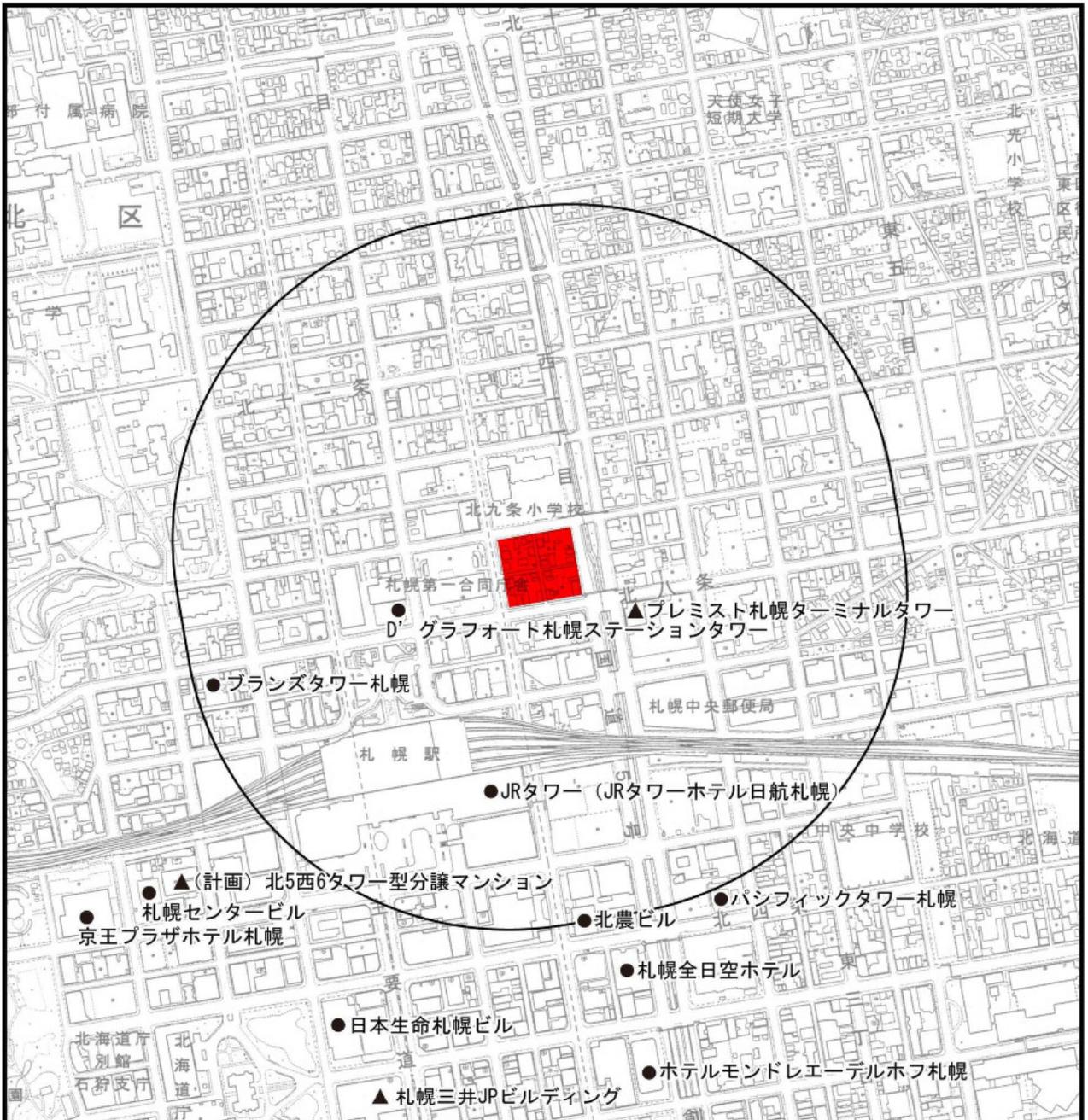


図3-2-12 高層建築物の分布状況

凡 例	
■	事業区域
○	関係地域
●	高層建築物(高さ80m以上)
▲	高層建築物(建設中または建設予定)

資料：BLUE STYLE COM ホームページ（平成26年5月閲覧）
 （仮称）札幌三井JPビルディング プレスリリース資料
 （平成24年4月公表）

この地図は「1：10,000 札幌市現況図（札幌市）」を使用した。

